

相談支援事業所 エイルうちなだ 重要事項説明

特定相談支援 障害児相談支援 一般相談支援

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条による福祉サービスの利用に関する説明及び第77条の契約時における書面の交付等について、規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

◆◆ 目次 ◆◆

| | | |
|---|-------------------|---|
| ① | 事業者 | 2 |
| ② | 事業所の概要 | 2 |
| ③ | 事業所の職員体制 | 2 |
| ④ | 事業所の営業日及び営業時間 | 3 |
| ⑤ | 通常の実施地域 | 3 |
| ⑥ | 職員の職務内容 | 3 |
| ⑦ | 指定計画相談支援の提供方法及び内容 | 3 |
| ⑧ | 利用料金 | 4 |
| ⑨ | サービス提供の記録 | 5 |
| ⑩ | 事故と損害賠償 | 5 |
| ⑪ | 苦情受付について | 5 |
| ⑫ | 虐待の防止のための措置 | 6 |
| ⑬ | 身体拘束の禁止 | 6 |
| ⑭ | 緊急連絡先 | 6 |
| ⑮ | (別紙) 個人情報使用同意書 | 8 |

相談支援事業所 エイルうちなだ

当事業所は以下の指定を受けています

| | |
|-----------|----------------------|
| 特定相談支援事業 | (内灘町指定 第1731410179号) |
| 障害児相談支援事業 | (内灘町指定 第1771400130号) |
| 一般相談支援事業 | (石川県指定 第1731410179号) |

1. 事業者

| | |
|---------------|--|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人うちなだの里 |
| 法人所在地 | 石川県河北郡内灘町大根布と202番地5 |
| 代表者氏名 | 理事長 南 徹 |
| 電話番号・FAX番号 | 電話 076-286-6386 FAX 076-286-6387 |
| 法人設立年月日 | 平成4年6月5日 |
| 事業所が行っている他の業務 | 就労継続支援B型事業所 生活介護事業所 共同生活援助事業所 短期入所事業所 日中一時支援 |

2. 事業所の概要

| | |
|------------|---|
| 事業所の名称 | 相談支援事業所 エイルうちなだ |
| 事業所の所在地 | 石川県河北郡内灘町大根布と202番地7 |
| 電話番号FAX番号 | 電話 080-2958-4558 FAX 076-286-6387 |
| メールアドレス | takamaru.uchisato@gmail.com |
| 管理者氏名 | 管理者 北 真人 |
| 事業の目的・運営方針 | <p>(1) 特定相談支援及び障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 特定相談支援及び障害児相談支援は、利用者提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 指定地域移行支援は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(4) 指定地域定着支援は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行います。</p> <p>(5) 市町村及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。</p> <p>(6) 関係法令等を遵守します。</p> |
| 開設年月日 | 平成26年 11月1日 |

3. 事業所の職員体制

| 職 種 | 職員配置 | 常勤・非常勤 | 指定基準 | 常勤換算 |
|---------------|------|--------|------|------|
| 管 理 者 | 1名 | 常勤1名 | 1名 | — |
| 相 談 支 援 専 門 員 | 1名 | 常勤1名 | 1名 | 1名 |

4. 事業所の営業日及び営業時間

| | |
|----------|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日、土曜日は不定（開所日カレンダーによる） ※国民の祝日に定める休日ならびに8月13日～8月16日及び12月29日～1月3日まで休日とする。 |
| 営業時間 | 9：00～17：00（土曜日）9：00～12：00 |
| サービス提供時間 | 9：00～17：00（土曜日）9：00～12：00 |

5. 通常の実施地域

河北郡（内灘町、津幡町）、かほく市、金沢市（一部）

6. 職員の職務内容

| 職種 | 職務内容 |
|---------|---|
| 管理者 | 従業者の管理、相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| 相談支援専門員 | <p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p> <p>【地域相談支援】 利用者の日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画の作成並びにその他の地域相談支援に関する業務を行います。</p> |

7. 指定計画相談支援の提供方法及び内容

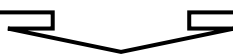
(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

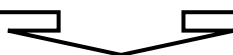
利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。



支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

| | |
|---------------------------|--|
| <p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p> | <p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p> |
|---------------------------|--|

8. 利用料金

| | |
|----------------|---|
| <p>相談支援利用料</p> | <p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。</p> |
| <p>交通費</p> | <p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援又は一般相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <p>■公共交通機関を利用した場合 ⇒ 公共交通機関の定める運賃</p> <p>■事業所の自動車を使用した場合 ⇒ 移動距離 (km) × 30円</p> |

9. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
アセスメントの記録
サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果の記録
- 関係機関からの情報提供に関する資料
- 契約書
- 重要事項説明書
- 利用者負担に関する関係書類
- 利用者に関する市への通知に係る記録
- 利用者からの苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

10. 事故と損害賠償

- 本事業所は、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 本事業所は、指定計画相談支援サービスを提供するにあたって、本事業所の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

| | |
|--------|----------------|
| 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険代理店名 | 損害損保ジャパン株式会社 |
| 保険名 | 社会福祉施設総合損害補償 |

11. 苦情受付について

(1) 本事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口

苦情解決責任者：北 真人（管理者）

苦情受付担当者：高丸 佳寿美（相談支援専門員）

電話/FAX：電話（携帯） 080-2958-4558 / FAX 076-286-6387

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|--------------------|--|
| ■内灘町町民福祉部福祉課 | 所在地 石川県河北郡内灘町大学1丁目2-1 電話番号 076-286-6703 FAX番号 076-286-6704 |
| ■内灘町社会福祉協議会 | 所在地 石川県河北郡大清台140 電話番号 076-286-6953 FAX番号 076-286-6951 |
| ■石川県福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地 石川県金沢市本多町3丁目1-10 電話番号 076-234-2556 FAX番号 076-234-2558 |

12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 北 真人
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を講じる委員会の設置
- (6) 委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

【第三者委員】 北口 郁子 内灘町社会福祉協議会 職員 TEL 076-286-6953

【第三者委員】 長尾 善伸 社会福祉法人うちなだの里 監事 TEL 076-237-5283

13. 身体拘束等の禁止

本事業所では、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとします。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。尚、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の設備
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

14. 緊急の連絡先

緊急時に必要な処置を講じる場合は、下記のご家族様等へ速やかにご連絡しますので、記載をお願い致します。

| | | | |
|------|-----------------|------|-----------------|
| 氏名 | | 氏名 | |
| 住所 | | 住所 | |
| 電話番号 | (自宅) (携帯・職場) | 電話番号 | (自宅) (携帯・職場) |
| 続柄等 | | 続柄等 | |

令和 年 月 日

計画相談支援
 障害児相談支援
 一般相談支援

の提供にあたり、本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

<事業所名> 相談支援事業所 エイルうちなだ

<住所> 石川県河北郡内灘町大根布と202番地7

<説明者氏名> _____ 高丸 佳寿美 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記の相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

(代理人)

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

(別紙)

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
 - ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ・その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

以上

令和 年 月 日

(あて先) 相談支援事業所 エイルうちなだ

管理者 北 真人

利用者

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

(代理人)

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

<続 柄> _____